

勤労者福利厚生施設整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内事業所での労働環境の改善及び雇用の維持・拡大を目的とした福利厚生施設等の整備を推進し、もって就労希望者等が働きやすい労働環境のもとで就労することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において事業所とは、総務省統計局編纂の「日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）一般原則第2項事業所の定義」に基づく事業所をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者等は、町内に前条に定める事業所を有する個人及び法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体、その他これに類する団体等が設置する事業所
- (2) 税金等の未納がある者
- (3) 住宅併用の事業所で、住宅部分と事業所部分が明確に分離できない場合
- (4) 事業所を新設又は改修工事をする場合で、町のほかの補助事業により、補助金の交付を受ける場合
- (5) 既にこの補助事業を活用した事業所が、同一の事業所で次条第1号から第3号に掲げる事業を行う場合
- (6) 本社、本店、本部が町外にある事業所。

2 前項第6号の規定については、町長が特に認めるものについてはこの限りではない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、労働環境の改善及び雇用の拡大を目的とした次に掲げる施設の新設又は改修工事とする。

- (1) 従業員休憩所
- (2) 従業員用トイレ
- (3) 従業員用更衣室
- (4) 従業員用住宅（新築は除く。）

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は前条各号に掲げる施設の新設又は改修工事に要した費用とし、既存の建物及び土地の取得費並びに備品購入費等は対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に30%を乗じた額の範囲内とし、その上限は300万円とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 第4条第2号にかかる工事で同時に合併浄化槽を設置する場合(以下「合併浄化槽設置事業」という。)は、第1項に定める補助金の額に合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成14年訓令第23号。以下「設置事業補助要綱」という。)第3条第3項に定める金額を加算するものとする。なお、設置事業補助要綱第3条第3項別記第2に定める人槽区分による補助金限度額は、11人槽以上の合併浄化槽設置事業を実施する場合、10人槽の補助金限度額に1人槽当たり10万円を加えた額を限度額とし、その上限は200万円とする。

(事業の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の開始前までに、勤労者福利厚生施設整備事業計画書(様式第1号)を町長へ提出するものとする。

2 合併浄化槽設置事業を実施する場合は、前項のほか設置事業補助要綱第4条に定める書類を添付するものとする。

3 町長は、第1項の事業計画が適当であると認めるときは、勤労者福利厚生施設整備事業計画認定書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第3項の認定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の完了後、補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業精算書
- (3) 支出証拠書類(写し)
- (4) 完成写真
- (5) その他必要な書類

2 合併浄化槽設置事業の場合は、前項に定めるもののほか、設置事業補助要綱第7条に定める書類を添付するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条により補助金交付申請書を受理した場合において、事業内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、次の各号の一に該当するときは、当該補助事業者に対して、補助事業の取消し及び補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき
- (2) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反したとき
- (3) 町の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承

認基準（平成 30 年訓令第 8 号）第 2 条に定める財産処分を行った場合
（4）虚偽の申請その他不正な行為があったとき
（町長への委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、公布の日から施行する。

（この訓令の執行）

第 2 条 この訓令は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた補助金については、なお従前の令による。